

農薬登録保留基準の改正案

今回基準値の設定等を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準と水質汚濁に係る農薬登録保留基準の案は次のとおりです（参考1参照）。

1. 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準

昭和46年3月農林省告示第346号（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表の基準値を新たに設定します。なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
1-ナフタレン酢酸ナトリウム	9,600 $\mu\text{g}/\text{l}$
(RS)-2'-[(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)(ヒドロキシ)メチル]-1,1-ジフルオロ-6'-(メトキシメチル)メタンスルホンアニリド (別名 ピリミスルファン)	20 $\mu\text{g}/\text{l}$
4,5,6,7-テトラクロロフタリド（別名 フサライド）	87 $\mu\text{g}/\text{l}$
1-{3-[(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)スルファモイル]-2-ピリジル}-2-フルオロプロピル=メトキシアセタート (別名 フルセトスルフロン)	7,900 $\mu\text{g}/\text{l}$
1-[4-クロロ-3-(2,2,3,3,3-ペンタフルオロプロポキシメチル)フェニル]-5-フェニル-1H-1,2,4-トリアゾール-3-カルボキサミド（別名 フルポキサム）	230 $\mu\text{g}/\text{l}$
S-ベンジル=ジプロピルチオカルバマート (別名 プロスルホカルブ)	49 $\mu\text{g}/\text{l}$
3-フェノキシベンジル=(1RS,3RS)-(1RS,3SR)-3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名 ペルメトリン)	0.17 $\mu\text{g}/\text{l}$
2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチルピラゾール-5-イルオキシ]-4'-メチルアセトフェノン (別名 ベンゾフェナップ)	37 $\mu\text{g}/\text{l}$

2-(4-クロロフェニル)-N-[3-メトキシ-4-(プロパー2-イニルオキシ)フェネチル]-2-(プロパー2-イニルオキシ)アセトアミド (別名 マンジプロパミド)	680 μ g/l
(10E, 14E, 16E, 22Z)-(1R, 4S, 5'S, 6R, 6'R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S)-21, 24-ジヒドロキシ-12-[(2Z)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセトキシ]-5', 6', 11, 13, 22-ペントメチル-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15. 6. 1. 1 ^{4, 8} . 0 ^{20, 24}]ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-2-オン(以下「レピメクチンA3」という。)及び(10E, 14E, 16E, 22Z)-(1R, 4S, 5'S, 6R, 6'R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S)-6'-エチル-21, 24-ジヒドロキシ-12-[(2Z)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセトキシ]-5', 11, 13, 22-テトラメチル-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15. 6. 1. 1 ^{4, 8} . 0 ^{20, 24}]ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-2-オン(以下「レピメクチンA4」という。)の混合物 (別名 レピメクチン)	0.063 μ g/l

2. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準

(1) 平成18年8月3日より前に登録申請された農薬に適用される基準

平成17年8月環境省告示第83号（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件）ただし書きの規定により、同告示による改正前の昭和46年3月農林省告示第346号（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）第4号の規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成5年4月環境省告示第35号）として、下記アの表の農薬の成分の水田の水中における150日間平均濃度について同表の基準値を新たに設定し、この場合の当該農薬の成分の水田の水中における濃度の試験法はイのとおりとします。また、農林水産大臣による農薬の登録が失効したことに伴いウの農薬の成分の基準値及び試験法を削除します。なお、新たに設定する基準値等は当該基準値等を定める告示の公布の日から適用することとします。

ア 新たに基準値を設定するもの

農薬の成分	基準値
-------	-----

5-tert-ブチル-3-[2,4-ジクロロ-5-(プロパー2-イニルオキシ)フェニル]-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン (別名 オキサジアルギル)	0.2mg/l
---	---------

イ 試験法

(144) オキサジアルギル試験法

ア 装置 紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフを用いる。

イ 試薬試液

アセトニトリル アセトニトリル(特級)

アセトン アセトン(特級)

ヘキサン ヘキサン(特級)

無水硫酸ナトリウム 無水硫酸ナトリウム(特級)

リン酸 リン酸(特級)

固相抽出カラム 内径15mm、長さ65mmのカラムにカラムクロマトグラフィー用C₁₈シリカゲル(シリカゲルにオクタデシルシランを化学的に結合させたもの)1000mgを充てんしたもの又はこれと同等の性能を有するもの

シリカゲルミニカラム 内径10mm、長さ25mmのカラムにカラムクロマトグラフィー用シリカゲル690mgを充てんしたもの又はこれと同等の性能を有するもの

オキサジアルギル標準品 本品は、オキサジアルギル99.9%以上を含み、融点は131°Cである。

ウ 試験溶液の調製

A法 溶媒抽出法

1) 試料200mlを500mlの分液漏斗に量り取り、ヘキサン100mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振とうし、暫時放置した後、ヘキサン層を分取する。残った水層についても、ヘキサン100mlを加え、同様の振とう及び分取の操作を繰り返す。全ヘキサン層を300mlの三角フラスコに合わせ、無水硫酸ナトリウム20gを加え、時々振り混ぜながら30分間放置した後、500mlのナス型フラスコ中に入ろ過する。使用した三角フラスコをヘキサン20mlで洗い、その洗液でろ紙上の残留物を洗い、その洗液をナス型フラスコに合わせ、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40°C以下で溶媒を留去する。

2) この残留物にヘキサン5mlを加えて溶かす。あらかじめ、シリカゲルミニカラムにヘキサン5mlを流し入れ、洗浄しておく。これにナス型フラスコ中の溶液を流し入れ、ヘキサン5mlで展開し、流出液を捨てる。次いでヘキサン及びアセトンの混液(7:3)10mlで展開し、溶出液を50mlのナス型フラスコに取り、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40°C以下で溶媒を留去する。

この残留物にアセトニトリル及び蒸留水の混液(6:4)を加えて溶かし、2mlとして試験溶液とする。

B法 固相抽出法

試料200mlを、あらかじめアセトニトリル5ml及び蒸留水5mlを順に流し入れ洗浄した固相抽出カラムに毎分10~20mlの流速で流し入れ、次いで蒸留水5mlを流し、流出液

を捨てた後、約1分間吸引を続け水分を除去する。アセトニトリル10mlで展開し、溶出液を50mlのナス型フラスコに取り、すり合わせ減圧濃縮器を用いて40℃以下で溶媒を除去する。以下、この残留物についてA法の2)と同様の操作を行う。

エ 高速液体クロマトグラフの操作条件

充てん剤 シリカゲルにオクタデシルシランを化学的に結合させたものを用いる。

分離管 内径2～6mm、長さ15～30cmのステンレス管を用いる。

分離管槽温度 40℃

溶離液 アセトニトリル、蒸留水及びリン酸の混液(60:40:0.1)を用い、オキサジアルギルが13～18分で流出するように流速を調整する。

検出器 波長230nmで測定する。

感度 オキサジアルギルの2ngが十分確認できるように感度を調整する。

オ 検量線の作成

オキサジアルギル標準品の500mg/lアセトニトリル溶液を調製し、この溶液を蒸留水及びアセトニトリルの混液(6:4)で希釈して0.1～2mg/l溶液を数点調製し、それぞれを20μlずつ高速液体クロマトグラフに注入し、縦軸にピーク高又はピーク面積、横軸に重量を取ってオキサジアルギルの検量線を作成する。

カ 定量試験

試験溶液から20μlを取り、高速液体クロマトグラフに注入し、オの検量線によりオキサジアルギルの重量を求め、これに基づき、試料中のオキサジアルギルの濃度を算出する。

ウ 基準値及び試験法を削除するもの

農薬の成分
3, 4-ジクロロプロピオンアニリド (別名 DCPA又はプロパニル)

(2) 平成18年8月3日以降に登録申請された農薬に適用される基準

昭和46年3月農林省告示第346号(農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件)第4号の規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準として、下表の農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
(RS)-N-[2-(1,3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド (別名 ペンチオピラド)	0.2mg/l